

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
飯田 陽一

令和6年3月8日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
別紙の通りです。なお、本請求は個人の法令研究の一環としてお願いしています。

※ 別紙に記載の内容

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣府本府・内閣官房、2024年2月27日閣議決定）に係る内閣法制局の審査事務（内閣法制局設置法第3条第1号）に関連して作成された行政文書のうち（省庁により名称は異なるが、概ね、内閣法制局説明資料・逐条説明などと呼称される）法案の条文または論点に対応する形で解説または説明が記載されている行政文書

- 2 開示する行政文書の名称
 - ① 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案説明資料
 - ② 参考資料

- 3 不開示とした部分及びその理由
なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 * 同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法等により、開示の実施を受けられます。なお、開示請求において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の 種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払い いただく開示実 施手数料(※)
電磁的記録を 開示する場合	用紙に出力したものの 閲覧	100 枚までにつき 200 円	200 円	0 円
電磁的記録 2 ファイル	用紙に白黒又はカラー で出力したものの交付	用紙 1 枚につき 白黒 10 円 カラー 20 円	260 円	0 円
用紙に出力した場合 合計 22 枚 (うちカラー 4 枚)	CD-R に複写したもの の交付	CD-R 1 枚につき 100 円に 1 ファイルごと に 210 円を加えた額	520 円 (注)	220 円 (注)

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

(注) CD-R による開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時・場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択して下さい。

日時：令和 6 年 5 月 9 日(木) から令和 6 年 7 月 8 日(月) まで(土・日曜・祝日を除く。)の 10:00 から 17:00 まで(昼休み 12:00～13:00 を除く。)

場所：内閣府大臣官房総務課(情報公開窓口) 執務室内
東京都千代田区永田町 1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から 3 日以内に発送
予定

郵送料(見込み額)

写しの送付の場合：通常郵便物(定形外) 150 g まで 210 円

CD-R の送付の場合：通常郵便物(定形外) 100 g まで 140 円

5 担当課等

内閣府 政策統括官(経済安全保障担当) TEL: 03-5253-2111(内閣府代表)